

## 平成25年度 第1回液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日 時：平成25年6月24日（月）14：00～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第1、2会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

委 員 長：坪井

委 員：佐藤（研）、澤、萩原、吉井、安藤、牛島、塚口、榎本、佐藤（恭）、三宮、  
杉本、兵頭、北條

経済産業省：鈴木、榎本

オブザーバー：市村

K H K：安田、北出、市川、柿本、小田喜

IV. 配付資料

資料1-1 液化石油ガス規格委員会 委員名簿

資料1-2 LPガス設備設置基準等分科会 委員名簿

資料1-3 LPガス設備設置基準等解釈専門分科会 委員名簿

資料2 平成24年度第1回液化石油ガス規格委員会議事録（案）

資料3 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の制定について

資料4 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の概要

資料5 バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）（案の1）

資料6 バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）（案の2）

資料7 附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS 0746）（案）

資料8 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）（案）

資料9 LPガスバルク充てん作業基準（KHKS 0744）の改正について

資料10 LPガスバルク充てん作業基準（KHKS 0744）改正案（新旧対照表）

資料11 LPガスバルク充てん作業基準（KHKS 0744）改正案

資料12 液化石油ガス分野 技術基準整備3ヶ年計画（平成25～27年度）（案）

資料13 液化石油ガス器具等関係基準の改正について（報告）

別添1 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会（第1回） - 配付資料「資料7 民生用バルク供給システムの告示検査について」

別添2 LPガスバルク貯槽移送基準 KHKS0840（2012）

## V. 議事概要

### 1. 事務局挨拶

開催に先立ち、安田理事、坪井委員長より挨拶があった。

### 2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員が14名であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数を満足していることの報告があった。

また、矢崎エナジーシステム(株)より委員をお願いしていた増田様の後任として、(一社)日本エルピーガス供給機器工業会の榎本様に新たに委員をお願いし、アズビル金門(株)より委員をお願いしていた津野様の後任として、同社の佐藤様に新たに委員をお願いした旨の報告があり、併せて業種分類及び業種バランスに変更がない旨の報告があった。

### 3. 液化石油ガス規格委員会等の委員名簿について

委員長より、液化石油ガス規格委員会委員の変更について連絡があった後、LPガス設備設置基準等分科会及びLPガス設備設置基準等解釈専門分科会の委員について、(一社)日本エルピーガス供給機器工業会の榎本様から同工業会の水越様に委員を変更する旨の確認及び業種分類・業種バランスに変更がない旨の連絡があり、承認された(意見等なし)。

### 4. 前回議事録の確認について

事務局から資料2「平成24年度第1回液化石油ガス規格委員会議事録(案)」について説明があり、当該議事録(案)の採決を実施したところ、出席委員(14名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

### 5. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の制定について

事務局から資料3「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の制定について」及び資料4「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の概要」に基づき説明があり、以下の意見交換等があった。

- 資料3の「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の制定について」について、現行の基準案には2.(4)の①～⑤の課題があるが、基準案のパブコメを実施する際どのように扱うのか。課題は後に検討していくと理解している事業者は一部であるため、その旨を説明しないと、課題に意見が集中してしまうと考える。

また、特に③、④、⑤については、解決しないと身動きが難しいのが実態と考えられる。  
→ 趣旨、概要等の文書などを用意するか、又はパブコメに①～⑤の課題を示すようなことで対応したい。なお、①～⑤の内容については、2、3行の説明文を用意したい。

- 資料3の「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の制定について」について、①～⑤の課題の内容、趣旨、概要等を用意するということは、課題①～⑤に対してはパブコメで意見を出して欲しくないということか。逆にパブコメで2万5千の販売事業者からの意見をもらいたいと考える。販売事業者が意見できる機会はこのパブコメしかないと考えられる。

→ ①～⑤の課題に対して意見を出して欲しくないという趣旨ではない。今回、パブコメを実施するに当たっては、①～⑤の課題があるということを前提としている旨を理解いただきたいという趣旨である。

○ 資料3の「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の制定について」について、課題①～⑤については、パブコメで意見が寄せられても回答は出せない。通常は、意見に対して回答を用意するが、課題①～⑤については、本件以外の意見と分けて課題として受け止めますとせざるをえないと考える。

→ 経済産業省では既に課題として認識しており、今後検討して結論付けていくとしている。KHKはこれを受けて基準改正が必要である場合は検討・改正することで対応していくと回答することになると考える。

○ この後説明される資料5「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）（案の1）」と資料6「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）（案の2）」のうち、どちらかを選択するという事か。

→ 案の1（資料5）についてはパブコメを実施するが、案の2（資料6）については、告示改正後と考えており、どちらかを選択いただくという趣旨ではない。

以上の意見交換等の後、当該議案について資料3のスケジュールに基づき、高圧ガス規格委員会における意見募集後に液化石油ガス規格委員会での書面による採決（15日間）及びパブリックコメント（1か月間）を実施することが、出席委員（14名）の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

続いて、事務局から資料4「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の概要」、資料5「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）（案の1）」、資料6「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）（案の2）」、資料7「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS 0746）（案）」及び資料8「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）（案）」に基づき基準案の概要について説明があり、以下の意見交換等があった後、本日から意見募集を実施することの説明があった。

○ 検査実施者と評価者は同一の者で良いのか。

また、「欠陥のないこと」は有害・無害という考えで良いか。なお、バルクの内面は条件からほとんど減肉しないと考えるが、慎重な考え方でということが良いか。

→ 検査実施者と評価者については、基準の運用になると考える。

また、「有害な欠陥がないこと」と考える。なお、ご指摘のとおり、通常はバルクの内面はほとんど減肉しないと考えられるが、条件等によっては可能性があるため本基準案としている。

○ 検査の作業時間はどの程度か。

また、どういった検査機関を想定していて、現在どの程度存在し、今後どの程度必要になるかなどの試算をしているのか。

→ 検査実施者等の詳細な試算はしていない。作業時間については、300 kgタイプのバルク貯槽 1 基あたり検査のみで 3～4 時間程度が必要となる。残量が 20%以下であればさらに時間を短縮することができるが、ガス回収はこの時間には含まれていない。

また、これは点検ではなく検査であるためそれなりの方に行ってもらいものであり、検査機関は、LPガスのタンクローリーの検査機関の方、高圧ガスのプラント関係の検査機関の方を想定しており、合わせて約 70～80 社を確認している。

今後、累計 24 万基のバルク貯槽すべてが検査を受けるとは考えておらず、検査を受けるのは一部と考えているが、仮に検査を受けるのが 1/3 であっても 8 万基程度となり、これを現状ですべて処理することは難しい部分もあるが、日本LPガス団体協議会との相談を勘案すると、ある程度カバーできるのではないかという感触は得ている。検査をできる者を増やすこと等は今後、業界で検討して養成していくことが必要であろう。

○ 検査を実施することができる者の資格条件について、詳細を明確に定めるべきと考える。

→ 案の 1 の規定を見ていただくと、必要な資格については、定性的なことだけが記載されていて、何か資格が必要なのだなということだけが確認できると思うが、この検査は、液化石油ガス法上は販売事業者に検査の義務が課せられているだけで、具体的なものが示されていない。今後、この基準を運用していくにあたって、どれくらいの技量がいるのかななどを課題として業界で検討していきたいと考えている。

## 6. LPガスバルク充てん作業基準 (KHKS 0744) の改正について

事務局から資料 9 「LPガスバルク充てん作業基準 (KHKS 0744) の改正について」、資料 10 「LPガスバルク充てん作業基準 (KHKS 0744) 改正案 (新旧対照表)」、及び資料 11 「LPガスバルク充てん作業基準 (KHKS 0744) 改正案」に基づき説明があり、以下の意見交換等があった。

○ 告示検査の前のガス回収についての基準はどうするのか。「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS 0841)」に係る実務マニュアルはKHK基準として作成するのか、作成するならどこに入れるのか。

→ 高圧ガス保安法が適用される内容であるため、高圧ガス規格委員会で議論されることであると考えられるが、液化石油ガス規格委員会で原案を作成することはあり得る。「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS 0841)」に入れることも視野に入れて、今後検討していきたい。

以上の意見交換等の後、当該議案について資料 9 のスケジュールに基づき、液化石油ガス規格委員会において約 1 か月間の意見募集を行い、その後書面による採決 (15 日間) 及びパブリックコメント (1 か月間) を実施することが出席委員 (14 名) の過半数 (8 名) 以上の賛成 (満場一致) により可決された。

## 7. 液化石油ガス分野 技術基準整備 3 ヶ年計画 (平成 25 年～27 年度) の変更について

事務局から資料 12 「液化石油ガス分野 技術基準整備 3 ヶ年計画 (平成 25～27 年度)

(案)」に基づき説明があり、以下の意見交換等があった。

○ 「LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）」については、今年度改正等の作業を始めるのか。また、その場合、経済産業省と調整中のコ・ジェネについて、改正案に追加してもらうことは可能か。

→ 今年度から作業を始める予定である。なお、検討スケジュールに合致するようであれば今回の改正案に追加させていただきたいと考える。

以上の意見交換等の後、当該議案について採決を実施したところ、出席委員（14名）の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

#### 8. 平成24年度液化石油ガス器具等関係基準の改正について〔報告事項〕

事務局から資料13「液化石油ガス器具等関係基準の改正について（報告）」に基づき説明を行った。なお、本案件は審議事項ではないため、採決は実施していない。

#### 9. その他

事務局から、その他今後の予定（意見募集、書面投票、パブリックコメント等）について説明を行った。

以上